

改正資金決済法施行に伴うお知らせ

こうち生活協同組合が発行するこうち生協メンバーズカードに付帯する電子マネー（以下「前払式支払手段」という）は、資金決済法（資金決済に関する法律）の適用を受け、組合員の皆様にご利用いただいております。

2021年5月1日より改正資金決済法が施行されました。この改正に伴い、以下についてお知らせいたします。

1. 組合員の資金の保全方法（発行保証金の供託）

①資金決済法14条1項の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の基準日、毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高が1,000万円を超える場合は、原則としてその2分の1の額以上の発行保証金を法務局に供託することにより、資金保全することが義務付けられています。

②資金決済法31条1項に規定する権利

前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条の規定により、万が一の場合、あらかじめ供託された発行保証金において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

③発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

こうち生活協同組合の発行保証金の保全方法は次のとおりです。

- ・金銭による供託

2. 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

①電子マネーについて

「（電子マネー付き）こうち生協メンバーズカード」の紛失・盗難等により利用者に生じた損失、第三者による利用、利用者の申し出から当組合による利用停止措置が完了する前に生じた損失について、当組合は一切の責任を負わないものとします。